

(案)

労 審 発 第 〇 〇 〇 号

平成 2 6 年 2 月 1 4 日

厚生労働大臣

田 村 憲 久 殿

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（建議）

本審議会は、標記について検討を行った結果、下記のと通りの結論に達したので、厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、建議する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 26 年 2 月 14 日

労働政策審議会

会長 樋 口 美 雄 殿

労働条件分科会

分科会長 岩 村 正 彦

職業安定分科会

分科会長 阿 部 正 浩

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（報告）

労働条件分科会及び職業安定分科会は、標記について検討を行った結果、下記のと通りの結論に達したので報告する。

記

別紙「記」のとおり。

平成 26 年 2 月 14 日

労働政策審議会労働条件分科会
分科会長 岩 村 正 彦 殿
労働政策審議会職業安定分科会
分科会長 阿 部 正 浩 殿

労働条件分科会有期雇用特別部会
職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会
部会長 岩 村 正 彦

有期労働契約の無期転換ルールの特例等について（報告）

労働条件分科会有期雇用特別部会及び職業安定分科会高年齢者有期雇用特別部会は、標記について検討を行った結果、下記のと通りの結論に達したので報告する。

記

別添のとおり、厚生労働大臣に建議すべきである。